

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1144号)

平成25年1月17日

横 情 審 答 申 第 1144 号

平 成 25 年 1 月 17 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年6月27日戸地振第472号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「戸塚区平戸町町内会に係る「平成20年度地域活動推進費・防犯灯維持
管理費補助金交付申請書」に添付されている「平成20年度収支予算書」中、
項目「会費」の摘要に引用されている総会資料（議事次第を含む全葉）」
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「戸塚区平戸町町内会に係る「平成20年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」に添付されている「平成20年度収支予算書」中、項目「会費」の摘要に引用されている総会資料（議事次第を含む全葉）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「戸塚区平戸町町内会に係る「平成20年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」に添付されている「平成20年度収支予算書」中、項目「会費」の摘要に引用されている総会資料（議事次第を含む全葉）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年4月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 実施機関では、地域活動推進費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10171号）に基づき地域活動推進費補助金の交付に係る事務を行っている。地域活動推進費補助金の交付に当たっては、地域活動推進費補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書、収支予算書、団体の規約及びその他区長が必要とする書類を添付して、区長に提出しなければならないとされている。ただし、事業計画書及び収支予算書については、その内容を満たす団体の総会資料をもって代えることができるほか、団体の規約については、初回の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できるものとされている。

平戸町町内会（以下「本件町内会」という。）の「平成20年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」には、事業計画書及び収支予算書が添付されており、総会資料をもって代えていないことから、当該総会資料は、添付の必要がない。

- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、会費の項目の摘要欄に「（総会資料4ページ参照下さい）」と記載されていることから、収支予算書に総会資料が添付されていると考えているようである。確かに申立人が考えているように、参考として記載されているので、収支予算書と一体のものとして総会資料が添付されるべき書類であるとも考えられるが、本件における補助金の申請に当たっては、参考とされている総会資料がなくとも、会費の内訳が確認できたことから、総会資料の提出を求めることはなかった。
- (3) 念のため、執務室及び書庫を探したところ、平成21年度以降の資料は提出のあった他の自治会町内会の分も含め存在しているが、平成20年度以前の資料については全てなかった。また、提出されたとしても廃棄されていると考えられる。したがって、本件申立文書は保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。本件申立文書を開示する旨の決定の処分を求める。
- (2) 本件処分には理由付記の不備がある。
- (3) 実施機関の非開示理由の説明として意味があるのは、「また、執務室、書庫を探したが、所在が不明であり、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため。」の箇所だけである。肝要なことは、申請書類への添付の要否ではなく、本件申立文書を実際に取得したのかどうかであるが、その説明はない。引用表示があるにもかかわらず、当該年度だけ添付されていないというのは実に不自然である。また、取得したのであれば、保存期間が5年と定められているのであるから、保存年限が到来する前になぜ廃棄したのか、または紛失したのか、実施機関はその責任において明らかにしなければならない。
- (4) 実施機関は、本件申立文書を保有していることを隠蔽するために、取得したのかどうかについては表現しようとしない。取得したにもかかわらず、正当な理由もなく不存在とすると、虚偽文書作成の罪を問われるからである。逆に言うと、このような説明をすること自体、本件申立文書の存在を示している。

5 審査会の判断

(1) 地域活動推進費補助金について

実施機関では、住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、地域活動推進費補助金交付要綱を定め、自治会町内会及びその連合組織に対して地域活動推進費補助金を交付している。

また、実施機関では、町内会等が行う防犯灯の維持管理に要する経費についても、防犯灯維持管理費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10170号）を定め、防犯灯維持管理費補助金を交付している。

地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付申請は同一の申請書で受け付け、同一の決定通知書で補助金の交付を決定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、戸塚区総務部地域振興課に対して本件町内会が提出したとされる地域活動推進費補助金の交付申請に係る本件町内会の総会資料である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、補助金交付申請には総会資料が必要ではなく、本件申立文書は本件町内会から受け取っていないため、保有していないと主張している。

イ 地域活動推進費補助金交付要綱第5条には、申請書に添付しなければならない書類として、事業計画書及び収支予算書が定められている。また、これらの書類については、その内容を満たす団体の総会資料をもって代えることができるものとされている。実施機関は、平成20年度の申請書には事業計画書及び収支予算書が添付されていたため、総会資料は提出されていないと説明している。

ウ また、実施機関は収支予算書の会費の摘要欄に「総会資料4ページを参照下さい」と記載されているが、会費の内訳が確認できたことから総会資料の提出を求めることはなかったとも説明している。当審査会が確認したところ、当該収支予算書の会費の摘要欄に会費の内訳が記載されていることが認められた。

エ 一方で、実施機関は、平成21年度以降の町内会等の総会資料は提出された他の町内会等の分も含めて保有しているものの、平成20年度以前の町内会等の総会資料については保有していないとも説明している。このことについて実施機関に確認したところ、事業計画書及び収支予算書が添付されている場合であっても、総会資料を任意に提出する町内会等もあり、その場合には総会資料を受け取り、地域活動推進費補助金の申請書類とは別に当該総会資料を年度ごとにまとめて保管

しているとのことであった。しかしながら、平成20年度以前の町内会等の総会資料については、保有しておらず、念のため執務室及び書庫を探したが存在していないため仮に保有していたとしても廃棄したと考えられるとのことであった。

以上のことを考え合わせると、実施機関の説明を覆すような事情も認められないため、実施機関において本件申立文書を保有しているとは認められない。

オ なお、総会資料が地域活動推進費補助金の申請に必要なとしても、実施機関が取得している以上は、行政文書として適切に扱うことが望まれる。

(4) 申立人の主張について

申立人は、本件処分の理由付記の不備があると主張している。しかし、本件処分の非開示決定通知書では、本件請求の対象となる行政文書を保有していない旨を示しており、不存在であることの説明が記載されていることから、条例第13条第1項の定める理由付記の要件を欠くものであるとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年6月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年7月19日 (第140回第三部会) 平成24年7月24日 (第218回第二部会) 平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・諮問の報告
平成24年11月1日 (第145回第三部会)	・審議
平成24年11月15日 (第146回第三部会)	・審議
平成24年12月6日 (第147回第三部会)	・審議